

旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表

No.	書類名	法	個	備考
1	新規登録申請書(1)			申請者の住所は、法人の場合は登記簿謄本の「本店所在地」、個人の場合は住民票に記載の「住所地」とすること。 また、法人の本店(個人の場合は代表者住所)と主たる営業所の所在地が異なる場合、及び正式商号の外に副商号を使用する場合は誓約書が必要
2	新規登録申請書(2)			その他の営業所がある場合。
3	定款(写)又は寄附行為(写)			「目的」は、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」とすること。
4	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)			申請日を含めて3か月以内に発行された登記簿謄本(履歴事項全部証明書)とすること。「目的」は、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」とすること。
5	役員の宣誓書			監査役を含む全役員の宣誓書(自署のもの)
	事業者の宣誓書			自署したもの
	事業者の住民票			住民票は3か月以内に発行されたもの。外国人は、「外国人登録済証明書」
6	旅行業務に係る事業の計画			
7	旅行業務に係る組織の概要			旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図。選任した管理者を明記する。
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表			旅行業務取扱管理者の合格証又は認定証の写し、履歴書、宣誓書を添付のこと。なお、個人事業者又は役員が管理者の場合等は重複提出不要(履歴書、宣誓書は、自署のもの) 管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書が必要
9	営業所(その他の営業所も含む)の使用権を証する書類			営業所毎に建物登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し。 また、転貸借等の場合は、併せてその契約書及び賃貸人(所有者等)の同意書が必要
10	旅行業者代理業業務委託契約書(写)			

(注) 印及びゴシック文字は、様式書類があるもの。 ・「法」は法人を、「個」は個人を表す。